



南会津町告示第 53 号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成 29 年 12 月 22 日

南会津町長 大宅 宗吉



記

- 1 変更する字の区域 別紙変更調書のとおり

変 更 調 書

大 字	新.	旧	地 番
	小 字	小 字	
永 田	山鳥崎	峠外手	2728、2729
	西 俣	峠外手	2733、2734
	東 俣	胡桃下	31-3、31-4、31-5、31-6
	曲 間	胡桃下	48